

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

漁業法(昭和24年法律第267号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年滋賀県条例第26号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 漁業法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。  
(第1条関係)
- (2) この条例は、令和2年12月1日から施行することとします。

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記および同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</u></p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）（以下この号において「30年旧漁業法」という。）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）による改正前の漁業法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記および30年旧漁業法第132条において準用する30年旧漁業法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</u></p> <p>以下 省略</p>